

日 薬 業 発 第 303 号
令 和 7 年 11 月 13 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副 会 長 森 昌 平

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

平素より、本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について、厚生労働省保険局医療課から別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、新医薬品の薬価基準収載等及び費用対効果評価の結果に基づく価格調整等の薬価（令和7年厚生労働省告示第298号）等に関するものです。

今般、新たに収載されたビルベイ顆粒 $200\mu\text{g}$ 及び同顆粒 $600\mu\text{g}$ （1回の投薬量が30日分以内である場合に限る。）については、新医薬品に係る投薬期間制限（1回14日分を限度）の例外とされたほか、一部の医薬品には薬価基準の一部改正に伴う留意事項等が示されました。

今回の一部改正は、令和7年11月12日及び令和8年2月1日より順次適用されるということです。

つきましては、貴会会員にご周知くださるようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 11 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号。以下「薬価基準」という。）及び療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）が令和7年厚生労働省告示第298号及び令和7年厚生労働省告示第299号をもって改正され、令和7年11月12日及び令和8年2月1日から適用することとされたところですが、その概要及び関係通知の改正は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

記

1 薬価基準の一部改正について

- （1）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定に基づき製造販売承認され、薬価基準への収載希望があった医薬品（内用薬15品目、注射薬24品目及び外用薬10品目）について、薬価基準の別表に収載したものであること。
- （2）（1）により薬価基準の別表に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	6, 9 6 3	3, 5 2 0	1, 9 9 5	2 8	1 2, 5 0 6

- (3) 「薬価算定の基準について」（令和7年2月19日付け保医発0219第1号）第3章第11節1の規定に該当し、費用対効果評価が実施された品目（注射薬3品目）について、その評価結果に基づき、価格調整を行ったものであること。
- (4) 効能変更等が承認された既収載品であって、「薬価算定の基準について」（令和7年2月19日付け保医発0219第1号）第3章第4節4に規定する要件に該当する既収載品（注射薬1品目）について、市場拡大再算定を適用し、薬価の改定を行ったものであること。
- (5) (3) 及び (4) による価格調整後又は改定後の薬価は、令和8年2月1日から適用されるものであり、それまでは従来の薬価が適用されること。

2 掲示事項等告示の一部改正について

- (1) 製薬企業から削除依頼があった医薬品（内用薬179品目、注射薬78品目及び外用薬50品目）について、掲示事項等告示の別表第2に収載することにより、令和8年4月1日以降、保険医及び保険薬剤師が使用することができる医薬品から除外するものであること。
- (2) (1)により掲示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

区 分	内 用 薬	注 射 薬	外 用 薬	歯科用薬剤	計
品目数	3 3 5	1 7 9	9 2	0	6 0 6

- (3) 新医薬品（医薬品医療機器等法第14条の4第1項第1号に規定する新医薬品をいう。）については、掲示事項等告示第10第2号(1)に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14日分を限度とする。）が適用されるが、新たに当該制限の例外とした新医薬品は、次のとおりであること。
- ・ビルベイ顆粒 200μg 及び同顆粒 600μg（1回の投薬量が30日分以内である場合に限る。）

3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について

- (1) ナルティーク OD 錠 75mg
- ① 本製剤の重要な基本的注意において、「本剤は片頭痛の治療に関する十分な知識及び経験を有する医師のもとで使用すること。」とされているので、片頭痛の治療に関する十分な知識及び経験を有し、本製剤についての十分な知識を有している医師のもとで使用すること。

② 片頭痛発作の急性期治療

本製剤の効能又は効果に関連する注意において「本剤は国際頭痛学会による片頭痛診断基準により「前兆のない片頭痛」あるいは「前兆のある片頭痛」と確定診断が行われた場合にのみ投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

③ 片頭痛発作の発症抑制

ア 本製剤の効能又は効果に関連する注意において「十分な診察を実施し、前兆のある又は前兆のない片頭痛の発作が月に複数回以上発現している、又は慢性片頭痛であることを確認した上で本剤の適用を考慮すること。」とされており、国内第Ⅲ相試験では、「観察期間（28 日間）中の片頭痛日数が 4 日以上かつ頭痛日数が 18 日以下」の患者が対象とされていることから、使用に当たっては十分留意し、本製剤の投与開始前の 4 週間あたりの片頭痛日数の平均を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「最新のガイドライン等を参考に、非薬物療法、片頭痛発作の急性期治療等を適切に行っても日常生活に支障をきたしている患者にのみ投与すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

ウ 本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「本剤投与中は症状の経過を十分に観察し、本剤投与開始後 3 ヶ月を目安に治療上の有益性を評価して症状の改善が認められない場合には、本剤の投与中止を考慮すること。」とされているので、当該評価を実施した際の診療報酬明細書の摘要欄に、症状の改善が認められた旨を記載すること。

エ 本製剤の用法及び用量に関連する注意において、「定期的に投与継続の要否について検討し、頭痛発作発現の消失・軽減等により日常生活に支障をきたさなくなった場合には、本剤の投与中止を考慮すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(2) ネクセトール錠 180mg

① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、

「HMG-CoA 還元酵素阻害剤で効果不十分、又は以下に示す HMG-CoA 還元酵素阻害剤による治療が適さない患者に使用すること。

- ・副作用の既往等により HMG-CoA 還元酵素阻害剤の使用が困難な患者
- ・HMG-CoA 還元酵素阻害剤の使用が禁忌とされる患者」

とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

② 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「家族性高コレステロール血症のうちホモ接合体については使用経験がないので、治療上やむを得ないと判断される場合のみ、LDL アフェレーシス等の非薬物療法の補助として本剤の適用を考慮すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(3) ビルベイ顆粒 200 μ g 及び同顆粒 600 μ g

- ① 本製剤は、新医薬品として承認されたものであるが、揭示事項等告示第 10 第 2 号（1）に規定する新医薬品に係る投薬期間制限（14 日分を限度とする。）の適用に当たっては、本製剤の効能・効果に係る疾患の特性や治験の成績を勘案し、特例的に当該医薬品の投薬期間制限を 14 日分ではなく 30 日分として取り扱うこと。

なお、本製剤の取扱い上の注意において、「光を避けるため、ボトル開封後も元のボトルのまま保管すること」とされているので、本製剤は、基本的に小分けせずにボトル単位で処方・管理することが望ましい。

- ② 令和 7 年 12 月 1 日から起算して 1 年を経過していない間は、概ね 1 か月に 1 回の頻度で診察を行うとともに、概ね 2 週間に 1 回の頻度で電話等を用いて、患者の状態や服薬の状況等を確認すること。また、その間、本製剤処方時には前回処方時以降の当該診察又は電話等による確認の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(4) イブトロジーカプセル 200mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、*ROS1* 融合遺伝子陽性が確認された患者に投与すること。」とされているので、*ROS1* 融合遺伝子陽性を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

(5) ヘルネクシオス錠 60mg

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「十分な経験を有する病理医又は検査施設における検査により、*HER2 (ERBB2)* 遺伝子変異が確認された患者に投与すること。」とされているので、*HER2 (ERBB2)* 遺伝子変異を確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

(6) アイザベイ硝子体内注射液 20mg/mL

- ① 本製剤の投与にあたっては、本製剤の効能又は効果が「萎縮型加齢黄斑変性における地図状萎縮の進行抑制」である点に十分留意すること。
- ② 本製剤の重要な基本的注意において、「網膜疾患に関する専門知識を有し、硝子体内注射の投与手技に関する十分な知識・経験のある眼科医のみが本剤を投与すること。」とされているので、萎縮型加齢黄斑変性の病態、診断及び治療を熟知し、本製剤についての十分な知識を有している医師のもとで使用すること。
- ③ 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「眼底自発蛍光検査や眼底三次元画像解析を用いて、投与開始時に加え投与中には定期的に地図状萎縮の中心

窩への拡大の有無を評価した上で、治療上の有益性と危険性を十分に勘案し、本剤の投与の適否を慎重に判断すること。」とされており、その他の注意において、「地図状萎縮の中心窩への拡大が認められた被験者では、持続性視力喪失のハザード比の点推定値において、本剤群とシヤム群の間に差は認められなかった。」とされているので、地図状萎縮の中心窩への拡大に関する評価を実施した際の診療報酬明細書の摘要欄に、当該評価の結果を記載すること。

(7) プルヴィクト静注

- ① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「承認された診断用医薬品を用いた検査により、PSMA 陽性病変を有することが確認された患者に投与すること。」とされているので、PSMA 陽性病変を有することを確認した検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

- ② 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「臨床試験に組み入れられた患者の治療歴等について、「17. 臨床成績」の項の内容を熟知し、本剤の有効性及び安全性を十分に理解した上で、タキサン系抗悪性腫瘍剤の適応となる患者においては、タキサン系抗悪性腫瘍剤による治療の実施についても慎重に検討し、適応患者の選択を行うこと。」及び「アビラテロン、エンザルタミド、アパルタミド又はダロルタミドによる治療歴のない患者における有効性及び安全性は確立していない。」とされているので、本製剤の投与開始に当たっては、本製剤の投与が必要と判断した理由及び前立腺癌に対する薬物治療歴を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

(8) ガリアファーム $^{68}\text{Ge}/^{68}\text{Ga}$ ジェネレータ及びガリアファーム溶出用 0.1mol/L 塩酸溶液

塩化ガリウム (^{68}Ga) 溶液の溶出を行う際に、構成品の溶出用 0.1mol/L 塩酸溶液とは別に、ガリアファーム $^{68}\text{Ge}/^{68}\text{Ga}$ ジェネレータ専用の溶出用 0.1mol/L 塩酸溶液を用いて溶出を行った場合に限り、「ガリアファーム溶出用 0.1mol/L 塩酸溶液」として算定できるものであること。算定にあたっては、本製剤の適用上の注意において、「充填量は、事前溶出では 10mL、 ^{68}Ga 標識のための溶出では 5mL とする。」とされていることから、事前溶出が必要な場合は 15mL、事前溶出が不要な場合は 5mL を算定できるものであること。

(9) トシリズマブ BS 点滴静注 80mg「CT」、同点滴静注 200mg「CT」及び同点滴静注 400mg「CT」

- ① 既存治療で効果不十分な関節リウマチ（関節の構造的損傷の防止を含む）及び既存治療で効果不十分な多関節に活動性を有する若年性特発性関節炎

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「過去の治療において、少なくとも 1 剤の抗リウマチ薬による適切な治療を行っても、効果不十分な場合に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

② 既存治療で効果不十分な全身型若年性特発性関節炎

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「過去の治療において、副腎皮質ステロイド薬による適切な治療を行っても、効果不十分な場合に投与すること。」と記載されているので、使用に当たっては十分留意すること。

③ 悪性腫瘍治療に伴うサイトカイン放出症候群

本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「本剤の投与にあたっては、学会のガイドライン等の最新の情報を参考に適応患者を選択し、その他の対症療法の実施とともに使用すること。」と記載されているので、使用に当たっては、十分留意すること。

- (10) 「医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」（令和2年11月27日付け保医発1127第3号）の記の1の(2)の「ゾフルーザ錠20mg」を「ゾフルーザ錠10mg、同錠20mg及び同顆粒2%分包」に、1の(2)の②の「使用上の注意」を「用法及び用量に関連する注意」に改め、③を加える。

(2) ゾフルーザ錠10mg、同錠20mg及び同顆粒2%分包

- ③ 本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「小児に対する投与については、低年齢になるほど低感受性株の出現頻度が高くなる傾向が示されていることから、学会等から提唱されている最新のガイドライン等を参照し、慎重に検討すること。」及び「体重20kg未満の小児に対する投与については、他の抗インフルエンザウイルス薬の使用を考慮した上で、本剤の投与の必要性を特に慎重に検討すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

- (11) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成29年8月29日付け保医発0829第8号）の記の3の(3)を次のように改める。

(3) スピンラザ髄注12mg、同髄注28mg、髄注50mg

- ① 本製剤の効能又は効果に関連する注意において「遺伝子検査により、SMN1遺伝子の欠失又は変異を有し、SMN2遺伝子のコピー数が1以上であることが確認された患者に投与すること。」とされているので、SMN1遺伝子の欠失又は変異を有し、SMN2遺伝子のコピー数が1以上であることを確認した遺伝子検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず当該検査の実施年月日を記載すること。

- ② 日本小児神経学会の「ゾルゲンスマ点滴静注 適正使用指針」において、「本品投与後に脊髄性筋萎縮症に対する他剤（ヌシネルセンナトリウム等）を投与した際の有効性及び安全性は確認されていないことから、本品投与後の他剤（ヌシネルセンナトリウム等）投与を推奨しない。他剤による追加治療については、本品による治療の後、一定期間維持されていた運動マイルストーンが消失し、本品投与によって生じた副作用が臨床的に問題ない状態まで回復し、安全性上のリスクが十分管理可能と考えられる患者にのみ検討すること。」とされていることから、オナセムノゲン アベパルボベク（販売名：ゾ

ルゲンスマ点滴静注)の投与後に本製剤を投与する場合は、その必要性を適切に判断し、投与が必要な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- ③ 本製剤の効能又は効果に関連する注意において「SMN2 遺伝子のコピー数が 4 以上の臨床所見が発現する前の患者については、無治療経過観察の選択肢についても十分検討し、本剤投与のリスクとベネフィットを考慮した上で投与の必要性を判断すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。
- ④ 本製剤の用法及び用量に関連する注意において「本剤の用法・用量の選択に当たっては、「17. 臨床成績」の項の内容を熟知し、1 回 50mg/28mg 投与時及び 1 回 12mg 相当量投与時における、有効性及び安全性を十分に理解した上で、患者の状態に応じて判断すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

4 関係通知の一部改正について

- (1) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 6 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 11 号）の記の 4 の(6)中「オータイロカプセル 40mg」を「オータイロカプセル 40mg 及び同カプセル 160mg」に改める。
- (2) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 3 年 11 月 24 日付け保医発 1124 第 4 号）の記の 3 の(4)中「レットヴィモカプセル 40mg 及び同カプセル 80mg」を「レットヴィモカプセル 40mg、同カプセル 80mg、同錠 40mg 及び同錠 80mg」に改める。
- (3) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 6 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 11 号）の記の 4 の(10)中「アウィクリ注 フレックスタッチ 総量 300 単位」を「アウィクリ注 フレックスタッチ 総量 300 単位及び同注 フレックスタッチ 総量 700 単位」に改める。
- (4) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 11 月 18 日付け保医発 1118 第 1 号）の記の 3 の(5)中「クリースビータ皮下注 10mg、同皮下注 20mg 及び同皮下注 30mg」を「クリースビータ皮下注 10mg、同皮下注 20mg、同皮下注 30mg、同皮下注 10mg シリンジ、同皮下注 20mg シリンジ及び同皮下注 30mg シリンジ」に改める。また、記の 3 の(5)の②の次に③を加える。
 - ③ クリースビータ同皮下注 10mg シリンジ、同皮下注 20mg シリンジ及び同皮下注 30mg シリンジについては、針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。
- (5) 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等について」（平成 29 年 8 月 31 日付け保医発 0831 第 1 号）の記の 3 中「ルミセフ皮下注 210mg シリンジ」を「ルミセフ皮下注 210mg シリンジ及び同皮

下注 210mg ペン」に改める。

- (6) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 6 年 5 月 21 日付け保医発 0521 第 1 号）の記の 2 の(6)中「ビロイ点滴静注用 100mg」を「ビロイ点滴静注用 100mg 及び同点滴静注用 300mg」に改める。
- (7) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 4 年 5 月 24 日付け保医発 0524 第 3 号）の記の 3 の(7)中の「タクザイロ皮下注 300 mgシリンジ」を「タクザイロ皮下注 300 mgシリンジ及び同皮下注 300 mgペン」に改める。
- (8) 「抗 IL-4 受容体 α サブユニット抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（平成 30 年 4 月 17 日付け保医発 0417 第 5 号）の記の(1)中「デュピクセント皮下注 300mg シリンジ、同皮下注 300mg ペン及び同皮下注 200mg シリンジ」を「デュピクセント皮下注 300mg シリンジ、同皮下注 300mg ペン、同皮下注 200mg シリンジ及び同皮下注 200mg ペン」に改める。
- (9) 「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等の一部改正等について」（平成 31 年 4 月 26 日付け保医発 0426 第 3 号）の記の 3 の(1)中「デュピクセント皮下注 300mg シリンジ、同皮下注 300mg ペン及び同皮下注 200mg シリンジ」を「デュピクセント皮下注 300mg シリンジ、同皮下注 300mg ペン、同皮下注 200mg シリンジ及び同皮下注 200mg ペン」に改める。
- (10) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 6 年 4 月 16 日付け保医発 0416 第 21 号）の記の 4 の(4)中の「ヒフデュラ配合皮下注」を「ヒフデュラ配合皮下注及び同配合皮下注シリンジ」に改める。
- (11) 「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 7 年 3 月 18 日付け保医発 0318 第 4 号）の記の 4 の(10)中の「リスティーゴ皮下注 280mg」を「リスティーゴ皮下注 280mg 及び同皮下注 420mg」に改める。
- (12) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」（令和 7 年 3 月 7 日付け保医発 0307 第 2 号）の別紙 1 に別添 1 に掲げる医薬品を加え、別紙 2 に別添 2 に掲げる医薬品を加える。

別紙1 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品
※令和7年11月12日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格		品名	メーカー名	薬 価
注射薬	2190406G1112	アルプロスタジル	5 μ g 1 m L 1 筒	局	アルプロスタジル注 5 μ g シリンジ 「日医工」	日医工	845.00
外用薬	1319720Q2080	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0 . 5 m L 1 筒		ヒアルロン酸 N a 0 . 5 眼粘弾剤 1 % MV 「わかもと」	わかもと製薬	3,225.30
外用薬	1319720Q7294	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0 . 6 m L 1 筒		ヒアルロン酸 N a 0 . 6 眼粘弾剤 1 % HV 「わかもと」	わかもと製薬	3,166.60

別紙2 診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品から除外する品目
(加算等の算定対象とならない後発医薬品)
※令和7年11月12日より適用

区分	薬価基準収載 医薬品コード	成分名	規格	品名		メーカー名	薬 価
外用薬	1319720Q1229	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0 . 4 m L 1 筒		ヒアルロン酸N a O . 4 眼粘弾剤 1 % HV 「わかもと」	わかもと製薬	2, 617. 10
外用薬	1319720Q7308	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0 . 6 m L 1 筒		ヒアルロン酸N a O . 6 眼粘弾剤 1 % MV 「わかもと」	わかもと製薬	4, 444. 90
外用薬	1319720Q8274	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 % 0 . 8 5 m L 1 筒		ヒアルロン酸N a O . 8 5 眼粘弾剤 1 % HV 「わかもと」	わかもと製薬	4, 086. 60

薬価基準告示

N o		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
1	内用薬	イブトロジーカプセル200mg	タレトレクチニブアジピン酸塩	200mg 1 カプセル	9711. 20
2	内用薬	オータイロカプセル160mg	レボトレクチニブ	160mg 1 カプセル	12, 477. 10
3	内用薬	コセルゴ ^か 顆粒 5 mg	セルメチニブ硫酸塩	5 mg 1 個	8, 113. 90
4	内用薬	コセルゴ ^か 顆粒7. 5mg	セルメチニブ硫酸塩	7. 5mg 1 個	11, 975. 90
5	内用薬	局 精製水「ヤクハン」	精製水	10mL	2. 50
6	内用薬	ゾフルーザ ^か 顆粒 2 %分包	パロキサビル マルボキシル	2 %500mg 1 包	1, 666. 20
7	内用薬	ドルミカムシロップ 2 mg/mL	ミダゾラム	0. 2% 1 mL	1, 117. 80
8	内用薬	ナルティークOD錠75mg	リメゲパント硫酸塩水和物	75mg 1 錠	2, 923. 20
9	内用薬	ネクセトール錠180mg	ベムペド酸	180mg 1 錠	371. 50
10	内用薬	ビルベイ ^か 顆粒200μg	オデビキシバット水和物	200μg 1 個	29, 705. 10
11	内用薬	ビルベイ ^か 顆粒600μg	オデビキシバット水和物	600μg 1 個	89, 114. 70
12	内用薬	フジケノン粒状錠125	ケノデオキシコール酸	125mg 1 包	22, 043. 00
13	内用薬	ヘルネクシオス錠60mg	ゾンゲルチニブ	60mg 1 錠	13, 881. 90
14	内用薬	レットヴィモ錠40mg	セルペルカチニブ	40mg 1 錠	4, 066. 20
15	内用薬	レットヴィモ錠80mg	セルペルカチニブ	80mg 1 錠	7, 717. 40
16	注射薬	アイザベイ 硝子体内注射液20mg/mL	アバシンカブタド ペゴルナトリウム	2 mg0. 1mL 1 瓶	142, 522
17	注射薬	アイマービー点滴静注300mg	ニボカリマブ（遺伝子組換え）	300mg1. 62mL 1 瓶	491, 823
18	注射薬	アイマービー点滴静注1200mg	ニボカリマブ（遺伝子組換え）	1, 200mg6. 5mL 1 瓶	1, 967, 291
19	注射薬	アウイクリ注 フレックスタッチ 総量700単位	インスリン イコデク（遺伝子組換え）	700単位 1 キット	3, 809
20	注射薬	アフリベルセプトBS硝子体内注射液40mg/mL 「NIT」	アフリベルセプト（遺伝子組換え） [アフリベルセプト後続2]	2 mg0. 05mL 1 瓶	79, 738
21	注射薬	アフリベルセプトBS硝子体内注射用キット40mg/mL 「NIT」	アフリベルセプト（遺伝子組換え） [アフリベルセプト後続2]	2 mg0. 05mL 1 筒	69, 894
22	注射薬	ガリアファーム溶出用0. 1mol/L塩酸溶液	ガリウム（ ⁶⁸ Ga）ジェネレータ専用溶出液	1 mL	152
23	注射薬	ガリアファーム ⁶⁸ Ge/ ⁶⁸ Gaジェネレータ	ガリウム（ ⁶⁸ Ga）ジェネレータ	1 患者当たり	315, 161
24	注射薬	クリースピータ皮下注10mgシリンジ	ブロスマブ（遺伝子組換え）	10mg0. 33mL 1 筒	305, 043
25	注射薬	クリースピータ皮下注20mgシリンジ	ブロスマブ（遺伝子組換え）	20mg0. 67mL 1 筒	608, 836
26	注射薬	クリースピータ皮下注30mgシリンジ	ブロスマブ（遺伝子組換え）	30mg1mL 1 筒	912, 366
27	注射薬	スピ니라ザ髄注28mg	ヌシネルセンナトリウム	28mg 5 mL 1 瓶	9, 661, 483
28	注射薬	スピ니라ザ髄注50mg	ヌシネルセンナトリウム	50mg 5 mL 1 瓶	9, 778, 481
29	注射薬	タクザイロ皮下注300mgペン	ラナデルマブ（遺伝子組換え）	300mg 2 mL 1 キット	1, 288, 729
30	注射薬	デュビクセント皮下注200mgペン	デュビルマブ（遺伝子組換え）	200mg1. 14mL 1 キット	39, 706
31	注射薬	トシリズマブBS点滴静注80mg 「CT」	トシリズマブ（遺伝子組換え） [トシリズマブ後続1]	80mg 4 mL 1 瓶	6, 687
32	注射薬	トシリズマブBS点滴静注200mg 「CT」	トシリズマブ（遺伝子組換え） [トシリズマブ後続1]	200mg10mL 1 瓶	16, 717
33	注射薬	トシリズマブBS点滴静注400mg 「CT」	トシリズマブ（遺伝子組換え） [トシリズマブ後続1]	400mg20mL 1 瓶	33, 434
34	注射薬	ヒフデュラ配合皮下注シリンジ	エフガルチギモド アルファ（遺伝子組換え） / ボルヒアルロニダーゼ アルファ（遺伝子組換え）	5 mL 1 筒	665, 026
35	注射薬	ピロイ点滴静注用300mg	ゾルベツキシマブ（遺伝子組換え）	300mg 1 瓶	183, 554
36	注射薬	プルヴィクト静注	ルテチウムビピボチドテトラキセタン（ ¹⁷⁷ Lu）	7. 4GBq 1 瓶	3, 389, 878
37	注射薬	リストティーゴ皮下注420mg	ロザノリキシズマブ（遺伝子組換え）	420mg 3 mL 1 瓶	534, 588
38	注射薬	ルミセフ皮下注210mgペン	プロダルマブ（遺伝子組換え）	210mg1. 5mL 1 キット	74, 972
39	注射薬	ロカメツキット	ガリウム（ ⁶⁸ Ga）ゴゼトチド	1 回分	185, 947
40	外用薬	局 オリブ油「ヤクハン」	オリブ油	10mL	21. 30
41	外用薬	クロルヘキシジングルコン酸塩消毒液 5 % 「ヤクハン」	クロルヘキシジングルコン酸塩	5 %10mL	27. 30
42	外用薬	ネフィー点鼻液 1 mg	アドレナリン	1 mg0. 1mL 1 瓶	22, 975. 30
43	外用薬	ネフィー点鼻液 2 mg	アドレナリン	2 mg0. 1mL 1 瓶	24672. 10
44	外用薬	ヒアルロン酸N a 0. 4眼粘弾剤 1 %HV 「わかもと」	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 %0. 4mL 1 筒	2617. 10

No		薬価基準名	成分名	規格単位	薬価
45	外用薬	ヒアルロン酸Na0.5眼粘弾剤1％MV「わかもと」	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1％0.5mL1筒	3225.30
46	外用薬	ヒアルロン酸Na0.6眼粘弾剤1％HV「わかもと」	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1％0.6mL1筒	3166.60
47	外用薬	ヒアルロン酸Na0.6眼粘弾剤1％MV「わかもと」	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1％0.6mL1筒	4444.90
48	外用薬	ヒアルロン酸Na0.85眼粘弾剤1％HV「わかもと」	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1％0.85mL1筒	4086.60
49	外用薬	ワイキャンズ外用液0.71%	カンタリジン	0.71%0.45mL1管	14,995.60

(参考2)

薬価基準告示

No		薬価基準名	成分名	規格単位
1	内用薬	アクタリット100mg錠	アクタリット	100mg 1錠
2	内用薬	局 アシクロビル錠200mg「CH」	アシクロビル	200mg 1錠
3	内用薬	局 アシクロビル錠400mg「CH」	アシクロビル	400mg 1錠
4	内用薬	局 アシクロビルDS80%「NK」	アシクロビル	80% 1g
5	内用薬	アムパロ配合OD錠「トーワ」	バルサルタン・アムロジピンベシル酸塩	1錠
6	内用薬	アムホテリシンB100mg 1mLシロップ	アムホテリシンB	100mg 1mL
7	内用薬	局 アムロジピンOD錠10mg「JG」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1錠
8	内用薬	局 アムロジピン錠10mg「タカタ」	アムロジピンベシル酸塩	10mg 1錠
9	内用薬	アリチア配合錠	チアミンジスルフィド・B6・B12配合剤	1錠
10	内用薬	アリピプラゾールOD錠6mg「明治」	アリピプラゾール	6mg 1錠
11	内用薬	アリピプラゾール錠3mg「JG」	アリピプラゾール	3mg 1錠
12	内用薬	アリピプラゾール錠6mg「JG」	アリピプラゾール	6mg 1錠
13	内用薬	アリピプラゾール錠6mg「タカタ」	アリピプラゾール	6mg 1錠
14	内用薬	アリピプラゾール内用液3mg分包「タカタ」	アリピプラゾール	0.1% 3mL 1包
15	内用薬	アリピプラゾール内用液6mg分包「タカタ」	アリピプラゾール	0.1% 6mL 1包
16	内用薬	アリピプラゾール内用液12mg分包「タカタ」	アリピプラゾール	0.1% 12mL 1包
17	内用薬	イソソルビド内用液70%分包40mL「CEO」	イソソルビド	70% 40mL 1包
18	内用薬	イーピーエル EPLカプセル250mg	ポリエンホスファチジルコリン	250mg 1カプセル
19	内用薬	イマチニブ錠200mg「ヤクルト」	イマチニブメシル酸塩	200mg 1錠
20	内用薬	エスエーワン配合カプセルT20	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	20mg 1カプセル (テガフル相当量)
21	内用薬	エスケーエスワン配合カプセルT20	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤	20mg 1カプセル (テガフル相当量)
22	内用薬	エピナスチン塩酸塩錠20mg「SN」	エピナスチン塩酸塩	20mg 1錠
23	内用薬	局 エメダスチンフマル酸塩徐放カプセル1mg「トーワ」	エメダスチンフマル酸塩	1mg 1カプセル
24	内用薬	局 エメダスチンフマル酸塩徐放カプセル2mg「トーワ」	エメダスチンフマル酸塩	2mg 1カプセル
25	内用薬	エンテカビル錠0.5mg「タカタ」	エンテカビル水和物	0.5mg 1錠
26	内用薬	局 オメプラゾン錠10mg	オメプラゾール	10mg 1錠
27	内用薬	局 オメプラゾン錠20mg	オメプラゾール	20mg 1錠
28	内用薬	オランザピン細粒1%「NP」	オランザピン	1% 1g
29	内用薬	オロパタジン塩酸塩ODフィルム5mg「マルホ」	オロパタジン塩酸塩	5mg 1錠
30	内用薬	局 ガストローム顆粒66.7%	エカベトナトリウム水和物	66.7% 1g
31	内用薬	カリジノゲナーゼ錠50単位「サワイ」	カリジノゲナーゼ	50単位 1錠
32	内用薬	ガンマロン錠250mg	ガンマーアミノ酪酸	250mg 1錠
33	内用薬	局 ケチアピン錠100mg「サンド」	ケチアピンフマル酸塩	100mg 1錠
34	内用薬	局 ケチアピン錠200mg「サンド」	ケチアピンフマル酸塩	200mg 1錠
35	内用薬	グリクラジド錠20mg「サワイ」	グリクラジド	20mg 1錠
36	内用薬	グリクラジド20mg錠	グリクラジド	20mg 1錠
37	内用薬	グリクラジド40mg錠	グリクラジド	40mg 1錠
38	内用薬	クレステールOD錠2.5mg	ロスバスタチンカルシウム	2.5mg 1錠
39	内用薬	クレステールOD錠5mg	ロスバスタチンカルシウム	5mg 1錠
40	内用薬	局 クロビドグレル錠25mg「NP」	クロビドグレル硫酸塩	25mg 1錠
41	内用薬	局 クロビドグレル錠50mg「NP」	クロビドグレル硫酸塩	50mg 1錠
42	内用薬	局 クロビドグレル錠75mg「NP」	クロビドグレル硫酸塩	75mg 1錠

No		薬価基準名	成分名	規格単位
43	内用薬	クロフェドリンS 配合シロップ	鎮咳配合剤	1 mL
44	内用薬	ゲフィチニブ錠250mg 「NK」	ゲフィチニブ	250mg 1 錠
45	内用薬	ゲフィチニブ錠250mg 「ヤクルト」	ゲフィチニブ	250mg 1 錠
46	内用薬	コバシル錠 2mg	ペリンドプリルエルブミン	2 mg 1 錠
47	内用薬	コバシル錠 4mg	ペリンドプリルエルブミン	4 mg 1 錠
48	内用薬	局 ギイロリック錠50	アロプリノール	50mg 1 錠
49	内用薬	局 ギイロリック錠100	アロプリノール	100mg 1 錠
50	内用薬	ザジテンカプセル 1mg	クトチフェンフマル酸塩	1 mg 1 カプセル
51	内用薬	酸化マグネシウム細粒83% 〈ハチ〉	酸化マグネシウム	83% 1 g
52	内用薬	サンディミュン内用液10%	シクロスボリン	10% 1 mL
53	内用薬	ジェノゲスト錠 1mg 「JG」	ジェノゲスト	1 mg 1 錠
54	内用薬	ジフェニドール塩酸塩錠25mg 「CH」	ジフェニドール塩酸塩	25mg 1 錠
55	内用薬	局 シロドシンOD錠 4mg 「ニプロ」	シロドシン	4 mg 1 錠
56	内用薬	局 シンバスタチン錠20mg 「オーハラ」	シンバスタチン	20mg 1 錠
57	内用薬	局 シンレスタール細粒50%	プロブコール	50% 1 g
58	内用薬	局 スターシス錠30mg	ナテグリニド	30mg 1 錠
59	内用薬	局 スターシス錠90mg	ナテグリニド	90mg 1 錠
60	内用薬	スタラシドカプセル100	シトラビン オクホスファート水和物	100mg 1 カプセル
61	内用薬	局 スピロノラクトン錠50mg 「CH」	スピロノラクトン	50mg 1 錠
62	内用薬	スマトリブタン錠50mg 「JG」	スマトリブタンコハク 酸塩	50mg 1 錠
63	内用薬	スルピリド10%細粒	スルピリド	10% 1 g
64	内用薬	スルピリド50%細粒	スルピリド	50% 1 g
65	内用薬	局 セパミットーRカプセル10	ニフェジピン	10mg 1 カプセル
66	内用薬	局 セパミットーRカプセル20	ニフェジピン	20mg 1 カプセル
67	内用薬	セルトラリンOD錠50mg 「トーフ」	セルトラリン塩酸塩	50mg 1 錠
68	内用薬	セルトラリンOD錠100mg 「トーフ」	セルトラリン塩酸塩	100mg 1 錠
69	内用薬	セルトラリン錠50mg 「タカタ」	セルトラリン塩酸塩	50mg 1 錠
70	内用薬	セルトラリン錠100mg 「タカタ」	セルトラリン塩酸塩	100mg 1 錠
71	内用薬	ゾテピン細粒10% 「タカタ」	ゾテピン	10% 1 g
72	内用薬	ゾテピン細粒50% 「タカタ」	ゾテピン	50% 1 g
73	内用薬	ゾテピン錠25mg 「タカタ」	ゾテピン	25mg 1 錠
74	内用薬	ゾテピン錠50mg 「タカタ」	ゾテピン	50mg 1 錠
75	内用薬	ゾテピン錠100mg 「タカタ」	ゾテピン	100mg 1 錠
76	内用薬	ソファルコンカプセル100mg 「TCK」	ソファルコン	100mg 1 カプセル
77	内用薬	ソファルコン錠50mg 「TCK」	ソファルコン	50mg 1 錠
78	内用薬	局 ゾルビデム酒石酸塩錠10mg 「タカタ」	ゾルビデム酒石酸塩	10mg 1 錠
79	内用薬	ゾルミトリブタンOD錠2. 5mg 「タカタ」	ゾルミトリブタン	2. 5mg 1 錠
80	内用薬	局 タクロリムスカプセル0. 5mg 「サンド」	タクロリムス水和物	0. 5mg 1 カプセル
81	内用薬	局 タクロリムスカプセル 1mg 「サンド」	タクロリムス水和物	1 mg 1 カプセル
82	内用薬	局 タクロリムスカプセル 5mg 「サンド」	タクロリムス水和物	5 mg 1 カプセル
83	内用薬	チニダゾール錠500mg 「F」	チニダゾール	500mg 1 錠
84	内用薬	ツロブテロール塩酸塩0. 1%シロップ用	ツロブテロール塩酸塩	0. 1% 1 g
85	内用薬	ディナゲストOD錠 1mg	ジェノゲスト	1 mg 1 錠

N o	薬価基準名	成分名	規格単位
86	内用薬	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウムT25カプセル	テガフル・ギメラシル・オテラシルカリウム配合剤
87	内用薬	デュタステリドカプセル0.5mgA V 「武田テバ」	デュタステリド
88	内用薬	局 テラムロ配合錠A P 「J G」	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩
89	内用薬	局 テラムロ配合錠B P 「J G」	テルミサルタン・アムロジピンベシル酸塩
90	内用薬	トアラセット配合錠「日本臓器」	トラマドール塩酸塩・アセトアミノフェン
91	内用薬	局 ドネペジル塩酸塩錠3mg「ケミファ」	ドネペジル塩酸塩
92	内用薬	局 ドネペジル塩酸塩錠3mg「サンド」	ドネペジル塩酸塩
93	内用薬	局 ドネペジル塩酸塩錠5mg「ケミファ」	ドネペジル塩酸塩
94	内用薬	局 ドネペジル塩酸塩錠5mg「サンド」	ドネペジル塩酸塩
95	内用薬	局 ドネペジル塩酸塩錠10mg「ケミファ」	ドネペジル塩酸塩
96	内用薬	ドバストンカプセル250mg	レボドパ
97	内用薬	トリテレン・カプセル50mg	トリウムテレン
98	内用薬	トリモール細粒2%	ピロヘプチン塩酸塩
99	内用薬	トリモール錠2mg	ピロヘプチン塩酸塩
100	内用薬	トロペロン細粒1%	チミペロン
101	内用薬	トロペロン錠0.5mg	チミペロン
102	内用薬	トロペロン錠1mg	チミペロン
103	内用薬	トロペロン錠3mg	チミペロン
104	内用薬	局 ナフトビジル錠50mg「J G」	ナフトビジル
105	内用薬	局 ナフトビジル錠75mg「J G」	ナフトビジル
106	内用薬	ナルフラフィン塩酸塩カプセル2.5μg「トーワ」	ナルフラフィン塩酸塩
107	内用薬	ネオオイスコチン原末	イソニアジドメタンスルホン酸ナトリウム水和物
108	内用薬	ネオオイスコチン錠100mg	イソニアジドメタンスルホン酸ナトリウム水和物
109	内用薬	ネオバルギンHD	硫酸バリウム
110	内用薬	ネオバルギンUHD	硫酸バリウム
111	内用薬	ネオファージェンC配合錠	グリチルリチン・DLーメチオニン配合剤
112	内用薬	ノイエル細粒40%	セトラキサート塩酸塩
113	内用薬	ハイバジールコーワ錠3	ニブラジロール
114	内用薬	ハイバジールコーワ錠6	ニブラジロール
115	内用薬	麻 パシーフカプセル30mg	モルヒネ塩酸塩水和物
116	内用薬	麻 パシーフカプセル60mg	モルヒネ塩酸塩水和物
117	内用薬	麻 パシーフカプセル120mg	モルヒネ塩酸塩水和物
118	内用薬	局 パスタレルF錠3mg	トリメタジジン塩酸塩
119	内用薬	バラシクロピル ^カ 顆粒50%「S P K K」	バラシクロビル塩酸塩
120	内用薬	バリトッパP	硫酸バリウム
121	内用薬	局 バルサルタン錠80mg「BMD」	バルサルタン
122	内用薬	局 バルサルタン錠160mg「BMD」	バルサルタン
123	内用薬	パロキセチンOD錠5mg「トーワ」	パロキセチン塩酸塩水和物
124	内用薬	パロキセチンOD錠10mg「トーワ」	パロキセチン塩酸塩水和物
125	内用薬	パロキセチンOD錠20mg「トーワ」	パロキセチン塩酸塩水和物
126	内用薬	ヒスタブロック配合錠	ベタメタゾン・dークロルフェニラミンマレイン酸塩
127	内用薬	局 ビタバスタチンC a錠4mg「タカタ」	ビタバスタチンカルシウム
128	内用薬	ビーマス配合錠	ジオクチルソジウムスルホサクシネート・カサンスラノール

N o		薬価基準名	成分名	規格単位
129	内用薬	局 フェキシソフェナジン塩酸塩錠30mg「BMD」	フェキシソフェナジン塩酸塩	30mg 1錠
130	内用薬	局 フェキシソフェナジン塩酸塩錠60mg「タカタ」	フェキシソフェナジン塩酸塩	60mg 1錠
131	内用薬	局 フェキシソフェナジン塩酸塩錠60mg「BMD」	フェキシソフェナジン塩酸塩	60mg 1錠
132	内用薬	ブラミベキソール塩酸塩錠0.125mg「タカタ」	ブラミベキソール塩酸塩水和物	0.125mg 1錠
133	内用薬	ブラミベキソール塩酸塩錠0.5mg「タカタ」	ブラミベキソール塩酸塩水和物	0.5mg 1錠
134	内用薬	ブリカニールシロップ0.5mg/mL	テルブタリン硫酸塩	0.05% 1mL
135	内用薬	局 フレカイニド酢酸塩錠50mg「T E」	フレカイニド酢酸塩	50mg 1錠
136	内用薬	局 フレカイニド酢酸塩錠100mg「T E」	フレカイニド酢酸塩	100mg 1錠
137	内用薬	プロチアデニン錠25	ドスレピン塩酸塩	25mg 1錠
138	内用薬	プロナンセリン錠2mg「タカタ」	プロナンセリン	2mg 1錠
139	内用薬	プロナンセリン錠4mg「タカタ」	プロナンセリン	4mg 1錠
140	内用薬	プロナンセリン錠8mg「タカタ」	プロナンセリン	8mg 1錠
141	内用薬	局 プロピペリン塩酸塩錠20mg「タカタ」	プロピペリン塩酸塩	20mg 1錠
142	内用薬	プロプラノロール塩酸塩徐放カプセル60mg「サワイ」	プロプラノロール塩酸塩	60mg 1カプセル
143	内用薬	フロベン顆粒8%	フルルビプロフェン	8% 1g
144	内用薬	局 ペボタスチンベシル酸塩錠10mg「DK」	ペボタスチンベシル酸塩	10mg 1錠
145	内用薬	ホリナート錠25mg「DSEP」	ホリナートカルシウム	25mg 1錠
146	内用薬	メキシレチン塩酸塩50mgカプセル	メキシレチン塩酸塩	50mg 1カプセル
147	内用薬	メキシレチン塩酸塩100mgカプセル	メキシレチン塩酸塩	100mg 1カプセル
148	内用薬	メロキシカム錠5mg「タカタ」	メロキシカム	5mg 1錠
149	内用薬	メロキシカム錠10mg「タカタ」	メロキシカム	10mg 1錠
150	内用薬	局 モンテルカスト細粒4mg「科研」	モンテルカストナトリウム	4mg 1包
151	内用薬	局 モンテルカスト錠5mg「科研」	モンテルカストナトリウム	5mg 1錠
152	内用薬	局 モンテルカスト錠5mg「DSEP」	モンテルカストナトリウム	5mg 1錠
153	内用薬	局 モンテルカスト錠10mg「科研」	モンテルカストナトリウム	10mg 1錠
154	内用薬	局 モンテルカストチュアブル錠5mg「科研」	モンテルカストナトリウム	5mg 1錠
155	内用薬	薬師印のコウジン末	コウジン	1g
156	内用薬	ラコールNF配合経腸用半固形剤	経腸成分栄養剤	10g
157	内用薬	局 ランソプラゾールOD錠30mg「DK」	ランソプラゾール	30mg 1錠
158	内用薬	局 ランドセン細粒0.1%	クロナゼパム	0.1% 1g
159	内用薬	局 ランドセン細粒0.5%	クロナゼパム	0.5% 1g
160	内用薬	局 リセドロン酸Na錠17.5mg「NP」	リセドロン酸ナトリウム水和物	17.5mg 1錠
161	内用薬	局 リセドロン酸Na錠17.5mg「F」	リセドロン酸ナトリウム水和物	17.5mg 1錠
162	内用薬	局 リセドロン酸Na錠17.5mg「FFP」	リセドロン酸ナトリウム水和物	17.5mg 1錠
163	内用薬	局 リセドロン酸Na錠17.5mg「JG」	リセドロン酸ナトリウム水和物	17.5mg 1錠
164	内用薬	局 リセドロン酸Na錠17.5mg「タカタ」	リセドロン酸ナトリウム水和物	17.5mg 1錠
165	内用薬	リパオール散10%	ジクロロ酢酸ジイソプロピルアミン	10% 1g
166	内用薬	リパオール錠20mg	ジクロロ酢酸ジイソプロピルアミン	20mg 1錠
167	内用薬	レボセチリジン塩酸塩錠2.5mg「日本臓器」	レボセチリジン塩酸塩	2.5mg 1錠
168	内用薬	レボセチリジン塩酸塩錠5mg「日本臓器」	レボセチリジン塩酸塩	5mg 1錠
169	内用薬	ロキシスロマイシン150mg錠	ロキシスロマイシン	150mg 1錠
170	内用薬	局 ロサルタンカリウム錠25mg「TCK」	ロサルタンカリウム	25mg 1錠
171	内用薬	局 ロサルタンカリウム錠50mg「TCK」	ロサルタンカリウム	50mg 1錠

No		薬価基準名	成分名	規格単位
172	内用薬	局 ロサルタンカリウム錠100mg「TCK」	ロサルタンカリウム	100mg 1錠
173	内用薬	局 ロサルヒド配合錠HD「科研」	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	1錠
174	内用薬	局 ロサルヒド配合錠LD「科研」	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	1錠
175	内用薬	局 ロサルヒド配合錠LD「サント」	ロサルタンカリウム・ヒドロクロロチアジド	1錠
176	内用薬	ロスバスタチンOD錠5mg「TCK」	ロスバスタチンカルシウム	5mg 1錠
177	内用薬	ロスバスタチン錠2.5mg「科研」	ロスバスタチンカルシウム	2.5mg 1錠
178	内用薬	ロスバスタチン錠2.5mg「フェルゼン」	ロスバスタチンカルシウム	2.5mg 1錠
179	内用薬	ロスバスタチン錠5mg「科研」	ロスバスタチンカルシウム	5mg 1錠
180	注射薬	アレンドロン酸ナトリウム900 μ g 100mLキット	アレンドロン酸ナトリウム水和物	900 μ g 100mL 1袋
181	注射薬	局 イオパミロン注150	イオパミドール	30.62%50mL 1瓶
182	注射薬	局 イオパミロン注150	イオパミドール	30.62%200mL 1瓶
183	注射薬	局 イオパミロン注300	イオパミドール	61.24%20mL 1瓶
184	注射薬	局 イオパミロン注370	イオパミドール	75.52%20mL 1瓶
185	注射薬	1%ディプリバン注	プロポフォール	1g 100mL 1瓶
186	注射薬	インフリキシマブBS点滴静注用100mg「CTH」	インフリキシマブ（遺伝子組換え）〔インフリキシマブ後続1〕	100mg 1瓶
187	注射薬	エイフスチラ静注用250	ロノクトコグ アルファ（遺伝子組換え）	250国際単位 1瓶（溶解液付）
188	注射薬	局 エグラボン点滴静注液30mgバッグ「明治」	エグラボン	30mg100mL 1キット
189	注射薬	オキサリプラチン点滴静注液100mg／20mL「ケミファ」	オキサリプラチン	100mg20mL 1瓶
190	注射薬	オキサリプラチン点滴静注液100mg／20mL「サント」	オキサリプラチン	100mg20mL 1瓶
191	注射薬	オキサリプラチン点滴静注液200mg／40mL「ケミファ」	オキサリプラチン	200mg40mL 1瓶
192	注射薬	オキサリプラチン点滴静注液200mg／40mL「サント」	オキサリプラチン	200mg40mL 1瓶
193	注射薬	局 オザグレルナトリウム点滴静注液80mg「JD」	オザグレルナトリウム	80mg 4mL 1管
194	注射薬	オメプラゾールナトリウム20mg注射用	オメプラゾールナトリウム	20mg 1瓶
195	注射薬	オンパットロ点滴静注 2mg／mL	パチシランナトリウム	8.8mg4.4mL 1瓶
196	注射薬	グラニセトロン静注液 1mg「F」	グラニセトロン塩酸塩	1mg 1mL 1管
197	注射薬	クリンダマイシンリン酸エステル600mg注射液	クリンダマイシンリン酸エステル	600mg 1管
198	注射薬	献血アルブミンート4.4%静注4.4g／100mL	加熱人血漿たん白	100mL 1瓶
199	注射薬	献血アルブミンート4.4%静注11g／250mL	加熱人血漿たん白	250mL 1瓶
200	注射薬	ゲンタマイシン硫酸塩40mg注射液	ゲンタマイシン硫酸塩	40mg 1管
201	注射薬	ゲンタマイシン硫酸塩60mg注射液	ゲンタマイシン硫酸塩	60mg 1管
202	注射薬	サイビスクディスが関節注 2mL	ヒアルロン酸ナトリウム架橋処理ポリマー・ヒアルロン酸ナトリウム架橋処理ポリマービニルスルホン架橋体	16mg 2mL 1筒
203	注射薬	サムタス点滴静注用16mg	トルバブタンリン酸エステルナトリウム	16mg 1瓶
204	注射薬	シオゾール注10mg	金子オリンゴ酸ナトリウム	10mg 1mL 1管
205	注射薬	シオゾール注25mg	金子オリンゴ酸ナトリウム	25mg 1mL 1管
206	注射薬	ステイセーフバランス 1／1.5 腹膜透析液	腹膜透析液	1.5L 1袋（排液用バッグ付）
207	注射薬	ステイセーフバランス 1／1.5 腹膜透析液	腹膜透析液	2L 1袋（排液用バッグ付）
208	注射薬	ステイセーフバランス 1／1.5 腹膜透析液	腹膜透析液	2.5L 1袋
209	注射薬	ステイセーフバランス 1／1.5 腹膜透析液	腹膜透析液	2.5L 1袋（排液用バッグ付）
210	注射薬	ステイセーフバランス 1／2.5 腹膜透析液	腹膜透析液	1.5L 1袋（排液用バッグ付）
211	注射薬	ステイセーフバランス 1／2.5 腹膜透析液	腹膜透析液	2L 1袋（排液用バッグ付）
212	注射薬	ステイセーフバランス 1／2.5 腹膜透析液	腹膜透析液	2.5L 1袋
213	注射薬	ステイセーフバランス 1／2.5 腹膜透析液	腹膜透析液	2.5L 1袋（排液用バッグ付）
214	注射薬	ステイセーフバランス 1／4.25 腹膜透析液	腹膜透析液	1L 1袋（排液用バッグ付）

No		薬価基準名	成分名	規格単位
215	注射薬	ステイセーフバランス 1／4.25 腹膜透析液	腹膜透析液	1.5L 1 袋 (排液用バッグ付)
216	注射薬	ステイセーフバランス 1／4.25 腹膜透析液	腹膜透析液	2 L 1 袋
217	注射薬	ステイセーフバランス 1／4.25 腹膜透析液	腹膜透析液	2 L 1 袋 (排液用バッグ付)
218	注射薬	ステイセーフバランス 2／1.5 腹膜透析液	腹膜透析液	1.5L 1 袋 (排液用バッグ付)
219	注射薬	ステイセーフバランス 2／1.5 腹膜透析液	腹膜透析液	2 L 1 袋 (排液用バッグ付)
220	注射薬	ステイセーフバランス 2／1.5 腹膜透析液	腹膜透析液	2.5 L 1 袋
221	注射薬	ステイセーフバランス 2／1.5 腹膜透析液	腹膜透析液	2.5 L 1 袋 (排液用バッグ付)
222	注射薬	ステイセーフバランス 2／2.5 腹膜透析液	腹膜透析液	1.5 L 1 袋 (排液用バッグ付)
223	注射薬	ステイセーフバランス 2／2.5 腹膜透析液	腹膜透析液	2 L 1 袋 (排液用バッグ付)
224	注射薬	ステイセーフバランス 2／2.5 腹膜透析液	腹膜透析液	2.5 L 1 袋
225	注射薬	ステイセーフバランス 2／2.5 腹膜透析液	腹膜透析液	2.5 L 1 袋 (排液用バッグ付)
226	注射薬	ステイセーフバランス 2／4.25 腹膜透析液	腹膜透析液	1.5 L 1 袋 (排液用バッグ付)
227	注射薬	ステイセーフバランス 2／4.25 腹膜透析液	腹膜透析液	2 L 1 袋
228	注射薬	ステイセーフバランス 2／4.25 腹膜透析液	腹膜透析液	2 L 1 袋 (排液用バッグ付)
229	注射薬	局 生食注シリンジ「S N」 5 mL	生理食塩液	5 mL 1 筒
230	注射薬	局 生食注シリンジ「S N」 10mL	生理食塩液	10mL 1 筒
231	注射薬	局 生食注シリンジ「S N」 20mL	生理食塩液	20mL 1 筒
232	注射薬	ドセタキセル点滴静注液20mg／1 mL「N K」	ドセタキセル	20mg 1 mL 1 瓶
233	注射薬	ドセタキセル点滴静注液80mg／4 mL「N K」	ドセタキセル	80mg 4 mL 1 瓶
234	注射薬	トラスツズマブB S点滴静注用60mg「C T H」	トラスツズマブ (遺伝子組換え) [トラスツズマブ後続 1]	60mg 1 瓶
235	注射薬	トラスツズマブB S点滴静注用150mg「C T H」	トラスツズマブ (遺伝子組換え) [トラスツズマブ後続 1]	150mg 1 瓶
236	注射薬	トロベロン注 4 mg	チミベロン	4 mg 2 mL 1 管
237	注射薬	ナファモスタットメシル酸塩注射用10mg「A F P」	ナファモスタットメシル酸塩	10mg 1 瓶
238	注射薬	ナファモスタットメシル酸塩注射用50mg「A F P」	ナファモスタットメシル酸塩	50mg 1 瓶
239	注射薬	ナファモスタットメシル酸塩注射用100mg「A F P」	ナファモスタットメシル酸塩	100mg 1 瓶
240	注射薬	ニソリ輸液	乳酸リンゲル	500mL 1 瓶
241	注射薬	パクリタキセル注射液30mg「N P」	パクリタキセル	30mg 5 mL 1 瓶
242	注射薬	パクリタキセル注射液100mg「N P」	パクリタキセル	100mg16.7mL 1 瓶
243	注射薬	局 ヒアルロン酸N a 関節注25mgシリンジ「トーワ」	精製ヒアルロン酸ナトリウム	1 %2.5mL 1 筒
244	注射薬	局 ブドウ糖注 5 %シリンジ「N P」	ブドウ糖	5 %20mL 1 筒
245	注射薬	ブリカニール皮下注0.2mg	テルブタリン硫酸塩	0.2mg 1 管
246	注射薬	ヘキサミン静注液 2 g「ニッシン」	ヘキサミン	40% 5 mL 1 管
247	注射薬	ベバシズマブB S点滴静注100mg「アムジェン」	ベバシズマブ (遺伝子組換え) [ベバシズマブ後続 2]	100mg 4 mL 1 瓶
248	注射薬	ベバシズマブB S点滴静注400mg「アムジェン」	ベバシズマブ (遺伝子組換え) [ベバシズマブ後続 2]	400mg16mL 1 瓶
249	注射薬	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン 5 g 100mL注射液	ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリン	5 g 100mL 1 瓶
250	注射薬	ミキシッドH輸液	アミノ酸・糖・脂肪・電解質	900mL 1 キット
251	注射薬	ミキシッドL輸液	アミノ酸・糖・脂肪・電解質	900mL 1 キット
252	注射薬	ミリスロール注25mg／50mL	ニトログリセリン	25mg50mL 1 瓶
253	注射薬	ミリスロール注50mg／100mL	ニトログリセリン	50mg100mL 1 瓶
254	注射薬	ランダ注25mg／50mL	シスプラチン	25mg50mL 1 瓶
255	注射薬	リスモダンP 静注50mg	リン酸ジソピラミド	50mg 5 mL 1 管
256	注射薬	リトドリン塩酸塩 1 % 5 mL注射液	リトドリン塩酸塩	1 % 5 mL 1 管
257	注射薬	局 レボフロキサシン点滴静注バッグ500mg「タカタ」	レボフロキサシン水和物	500mg100mL 1 キット

	N o	薬価基準名	成分名	規格単位
258	外用薬	アズマネックスツイストヘラー100 μ g 60吸入	モメタゾンフランカルボン酸エステル	6 mg 1 キット (100 μ g)
259	外用薬	アズマネックスツイストヘラー200 μ g 60吸入	モメタゾンフランカルボン酸エステル	12mg 1 キット (200 μ g)
260	外用薬	アロンアルフA「三共」	シアノアクリレート	0.5 g 1 管
261	外用薬	局 イソプロパノールワコー	イソプロパノール	10mL
262	外用薬	インドメタシンパップ70mg「ハラサワ」	インドメタシン	10cm×14cm 1 枚
263	外用薬	インドメタシンパップ70mg「BMD」	インドメタシン	10cm×14cm 1 枚
264	外用薬	局 エタノールワコー	エタノール	10mL
265	外用薬	局 塩化ベンザルコニウム液 (10W/V%) 恵美須	ベンザルコニウム塩化物	10%10mL
266	外用薬	局 オキシドール恵美須	オキシドール	10mL
267	外用薬	キンダベート軟膏0.05%	クロベタゾン酪酸エステル	0.05% 1 g
268	外用薬	局 ケトコナゾール外用ポンプスプレー 2%「日本臓器」	ケトコナゾール	2% 1 g
269	外用薬	50%イソプロパノールワコー	イソプロパノール	50%10mL
270	外用薬	ジクロフェナクNaパップ140mg「日本臓器」	ジクロフェナクナトリウム	10cm×14cm 1 枚
271	外用薬	局 消毒用エタノールワコー	消毒用エタノール	10mL
272	外用薬	小児用フルナーゼ点鼻液25 μ g 56噴霧用	フルチカゾンプロピオン酸エステル	2.04mg 4 mL 1 瓶
273	外用薬	スプレキュア点鼻液0.15%	ブセレリン酢酸塩	15.75mg10mL 1 瓶
274	外用薬	チモロールXE点眼液0.25%「センジュ」	チモロールマレイン酸塩	0.25% 1 mL
275	外用薬	チモロールXE点眼液0.5%「センジュ」	チモロールマレイン酸塩	0.5% 1 mL
276	外用薬	デスモプレシン点鼻スプレー0.01%「ILS」	デスモプレシン酢酸塩水和物	500 μ g 1 瓶
277	外用薬	局 テルビナフィン塩酸塩クリーム1%「F」	テルビナフィン塩酸塩	1% 1 g
278	外用薬	デルモベートクリーム0.05%	クロベタゾールプロピオン酸エステル	0.05% 1 g
279	外用薬	デルモベートスカルブローション0.05%	クロベタゾールプロピオン酸エステル	0.05% 1 g
280	外用薬	デルモベート軟膏0.05%	クロベタゾールプロピオン酸エステル	0.05% 1 g
281	外用薬	トリアムシノロンアセトニドクリーム0.1%「TK」	トリアムシノロンアセトニド	0.1% 1 g
282	外用薬	トリアムシノロンアセトニドゲル0.1%「TK」	トリアムシノロンアセトニド	0.1% 1 g
283	外用薬	ドルモロール配合点眼液「センジュ」	ドルゾラミド塩酸塩・チモロールマレイン酸塩	1 mL
284	外用薬	70%イソプロパノールワコー	イソプロパノール	70%10mL
285	外用薬	ネオクレミール消毒液5%	クロルヘキシジングルコン酸塩	5%10mL
286	外用薬	ネリザ軟膏	ジフルコルトロン吉草酸エステル・リドカイン	1 g
287	外用薬	ノルフロキサシン点眼液0.3%「ニッター」	ノルフロキサシン	0.3% 1 mL
288	外用薬	ハイセチンP軟膏	クロラムフェニコール・フラジオマイシン配合剤	1 g
289	外用薬	ビマトプロスト点眼液0.03%「わかもと」	ビマトプロスト	0.03% 1 mL
290	外用薬	局 フェルビナクテープ70mg「NP」	フェルビナク	10cm×14cm 1 枚
291	外用薬	フェルビナク (140mg) 20cm×14cm貼付剤	フェルビナク	20cm×14cm 1 枚
292	外用薬	ブテナフィン塩酸塩1%液	ブテナフィン塩酸塩	1% 1 mL
293	外用薬	ブテナフィン塩酸塩1%クリーム	ブテナフィン塩酸塩	1% 1 g
294	外用薬	フルナーゼ点鼻液50 μ g 28噴霧用	フルチカゾンプロピオン酸エステル	2.04mg 4 mL 1 瓶
295	外用薬	フルナーゼ点鼻液50 μ g 56噴霧用	フルチカゾンプロピオン酸エステル	4.08mg 8 mL 1 瓶
296	外用薬	ブレドネマ注腸20mg	ブレドニゾロンリン酸エステルナトリウム	20mg 1 個
297	外用薬	ボビドンヨードゲル10%「VTRS」	ボビドンヨード	10%10 g
298	外用薬	局 無水エタノールワコー	無水エタノール	10mL
299	外用薬	メサラジン注腸1g「JG」	メサラジン	1 g 1 個
300	外用薬	モメタゾン点鼻液50 μ g「CEO」56噴霧用	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	5mg10 g 1 瓶

No		薬価基準名	成分名	規格単位
301	外用薬	モメタゾン点鼻液50 μ g「CEO」112噴霧用	モメタゾンフランカルボン酸エステル水和物	9mg18g 1瓶
302	外用薬	局 レボフロキサシン点眼液1.5%「科研」	レボフロキサシン水和物	1.5% 1mL
303	外用薬	ロキソプロフェンNaゲル1%「JG」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	1% 1g
304	外用薬	ロキソプロフェンNaパップ100mg「NP」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm 1枚
305	外用薬	ロキソプロフェンNaパップ100mg「QQ」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm 1枚
306	外用薬	ロキソプロフェンNaパップ100mg「三和」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	10cm×14cm 1枚
307	外用薬	ロキソプロフェンNaパップ200mg「三笠」	ロキソプロフェンナトリウム水和物	20cm×14cm 1枚

(参考3)

使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年厚生労働省告示第60号）の一部改正
（令和8年2月1日より適用）

（単位：円）

医薬品コード	品名	規格単位	現行薬価	調整後薬価
4291435A2025	キイトルーダ点滴静注100mg	100mg4mL 1 瓶	214,498	199,462
4291471D1021	ビロイ点滴静注用100mg	100mg 1 瓶	65,190	62,396
3399417D1026	レプロジル皮下注用25mg	25mg 1 瓶	184,552	169,234
3399417D2022	レプロジル皮下注用75mg	75mg 1 瓶	551,000	505,267

(参考4：新旧対照表)

◎「医薬品医療機器等法上の効能・効果等の変更に伴う留意事項の一部改正等について」(令和2年11月27日付け保医発1127第3号)の記の1の(2)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
1 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について (2) <u>ゾフルーザ錠 20mg、同錠 20mg 及び同顆粒 2%分包</u> ① 本製剤については、抗ウイルス薬の投与が全てのA型又はB型インフルエンザウイルス感染症の治療に必須でないことを踏まえ、本製剤の使用の必要性を慎重に検討した上で、A型又はB型インフルエンザウイルス感染症の発症後の治療を目的として使用した場合に限り算定できる。 ② 本製剤の<u>用法及び用量に関連する注意</u>に、治療にあたっては「症状発現から 48 時間経過後に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない。」旨が記載されているので、使用に当たっては十分留意する。 ③ <u>本製剤の効能又は効果に関連する注意において、「小児に対する投与については、低年齢になるほど低感受性株の出現頻度が高くなる傾向が示されていることから、学会等から提唱されている最新のガイドライン等を参照し、慎重に検討すること。」及び「体重 20kg 未満の小児に対する投与については、他の抗インフルエンザウイルス薬の使用を考慮した上で、本剤の投与の必要性を特に慎重に検討すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。</u>	1 効能・効果等の一部変更承認に伴う留意事項について (2) <u>ゾフルーザ錠 20mg</u> ① 本製剤については、抗ウイルス薬の投与が全てのA型又はB型インフルエンザウイルス感染症の治療に必須でないことを踏まえ、本製剤の使用の必要性を慎重に検討した上で、A型又はB型インフルエンザウイルス感染症の発症後の治療を目的として使用した場合に限り算定できる。 ② 本製剤の<u>使用上の注意</u>に、治療にあたっては「症状発現から 48 時間経過後に投与を開始した患者における有効性を裏付けるデータは得られていない。」旨が記載されているので、使用に当たっては十分留意する。 (新設)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（平成 29 年 8 月 29 日付け保医発 0829 第 8 号）の記の 3 の（3）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （3） スピンラザ髄注 12mg、<u>同髄注 28mg、髄注 50mg</u> ① 本製剤の効能<u>又は</u>効果に関連する注意において「遺伝子検査により、<i>SMN1</i> 遺伝子の欠失又は変異を有し、<i>SMN2</i> 遺伝子のコピー数が 1 以上であることが確認された患者に投与すること。」とされているので、<i>SMN1</i> 遺伝子の欠失又は変異を有し、<i>SMN2</i> 遺伝子のコピー数が 1 以上であることを確認した遺伝子検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本製剤の初回投与に当たっては、必ず<u>当該検査の</u>実施年月日を記載すること。 ② 日本小児神経学会の「ゾルゲンスマ点滴静注 適正使用指針」において、「本品投与後に脊髄性筋萎縮症に対する他剤（ヌシネルセンナトリウム等）を投与した際の有効性及び安全性は確認されていないことから、本品投与後の他剤（ヌシネルセンナトリウム等）投与を推奨しない。他剤による追加治療については、本品による治療の後、一定期間維持されていた運動マイルストーンが消失し、本品投与によって生じた副作用が臨床的に問題ない状態まで回復し、安全性上のリスクが十分管理可能と考えられる患者にのみ検討すること。」とされていることから、オナセムノゲン アベパルボベク（販売名：ゾルゲンスマ点滴静注）の投与後に本製剤を投与する場合は、その必要性を適切に	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （3） スピンラザ髄注 12mg ① 本製剤の効能・効果に関連する<u>使用上の</u>注意において「遺伝子検査により、<i>SMN1</i> 遺伝子の欠失又は変異を有し、<i>SMN2</i> 遺伝子のコピー数が 1 以上であることが確認された患者に投与すること。」とされているので、<i>SMN1</i> 遺伝子の欠失又は変異を有し、<i>SMN2</i> 遺伝子のコピー数が 1 以上であることを確認した遺伝子検査の実施年月日を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 なお、当該検査を実施した月のみ実施年月日を記載すること。ただし、本剤の初回投与に当たっては、必ず実施年月日を記載すること。 ② 日本小児神経学会の「ゾルゲンスマ点滴静注 適正使用指針」において、「本品投与後に脊髄性筋萎縮症に対する他剤（ヌシネルセンナトリウム等）を投与した際の有効性及び安全性は確認されていないことから、本品投与後の他剤（ヌシネルセンナトリウム等）投与を推奨しない。他剤による追加治療については、本品による治療の後、一定期間維持されていた運動マイルストーンが消失し、本品投与によって生じた副作用が臨床的に問題ない状態まで回復し、安全性上のリスクが十分管理可能と考えられる患者にのみ検討すること。」とされていることから、オナセムノゲン アベパルボベク（販売名：ゾルゲンスマ点滴静注）の投与後に本製剤を投与する場合は、その必要性を適切に

判断し、投与が必要な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- ③ 本製剤の効能又は効果に関連する注意において「SMN2 遺伝子のコピー数が 4 以上の臨床所見が発現する前」の患者については、無治療経過観察の選択肢についても十分検討し、本剤投与のリスクとベネフィットを考慮した上で投与の必要性を判断すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

- ④ 本製剤の用法及び用量に関連する注意において「本剤の用法・用量の選択に当たっては、「17. 臨床成績」の項の内容を熟知し、1 回 50mg/28mg 投与時及び 1 回 12mg 相当量投与時における、有効性及び安全性を十分に理解した上で、患者の状態に応じて判断すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

判断し、投与が必要な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

- ③ 本製剤の効能・効果に関連する使用上の注意において「SMN2 遺伝子のコピー数が 4 以上の患者については、遺伝子検査により SMN1 遺伝子の欠失又は変異を有していたとしても、臨床所見が発現する前からは投与せず、臨床所見の発現後に、本剤投与のリスクとベネフィットを考慮した上で投与の必要性を判断すること。」とされているので、使用に当たっては十分留意すること。

(新設)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 6 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 11 号）の記の 4 の（6）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （6） オータイロカプセル 40mg <u>及び同カプセル 160mg</u> （略）	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （6） オータイロカプセル 40mg （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和３年１１月２４日付け保医発１１２４第４号）の記の３の（４）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （４） レットヴィモカプセル 40mg、 <u>同カプセル 80mg、同錠 40mg 及び 同錠 80mg</u> （略）	３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （４） レットヴィモカプセル 40mg <u>及び同カプセル 80mg</u> （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和 6 年 11 月 19 日付け保医発 1119 第 11 号）の記の 4 の(10)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (10) アウイクリ注 フレックスタッチ 総量 300 単位及び同注 <u>フ レックスタッチ 総量 700 単位</u> (略)	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (10) アウイクリ注 フレックスタッチ 総量 300 単位 (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和元年 11 月 18 日付け保医発 1118 第 1 号）の記の 3 の（5）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （5） <u>クリースビータ皮下注 10mg、同皮下注 20mg、同皮下注 30mg、同皮下注 10mg シリンジ、同皮下注 20mg シリンジ及び同皮下注 30mg シリンジ</u> ①・② （略） ③ <u>クリースビータ同皮下注 10mg シリンジ、同皮下注 20mg シリンジ及び同皮下注 30mg シリンジについては、針付注入器一体型のキットであるので、医科点数表区分番号「C101」在宅自己注射指導管理料を算定する場合、医科点数表区分番号「C151」注入器加算及び「C153」注入器用注射針加算は算定できないものであること。</u>	3 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （5） クリースビータ皮下注 10mg、同皮下注 20mg 及び同皮下注 30mg ①・② （略） （新設）

◎「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について」（平成 29 年 8 月 31 日付け保医発 0831 第 1 号）の記の 3

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正に伴う 留意事項について ルミセフ皮下注 210mg シリンジ及び同皮下注 210mg ペン (略)	3 掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正に伴う 留意事項について ルミセフ皮下注 210mg シリンジ (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和6年5月21日付け保医発0521第1号）の記の2の(6)

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (6) ビロイ点滴静注用 100mg <u>及び同点滴静注用 300mg</u> (略)	2 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (6) ビロイ点滴静注用 100mg (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和４年５月２４日付け保医発 0524 第３号）の記の３の（７）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （７） タクザイロ皮下注 300 mgシリンジ <u>及び同皮下注 300 mgペン</u> （略）	３ 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （７） タクザイロ皮下注 300 mgシリンジ （略）

◎「抗 IL-4 受容体 α サブユニット抗体製剤に係る最適使用推進ガイドラインの策定に伴う留意事項について」（平成 30 年 4 月 17 日付け保医発 0417 第 5 号）の記の（１）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
（１） デュピクセント皮下注 300mg シリンジ、同皮下注 300mg ペン、 <u>同皮下注 200mg シリンジ及び同皮下注 200mg ペン</u> については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製剤の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。	（１） デュピクセント皮下注 300 mgシリンジ、同皮下注 300mg ペン <u>及び同皮下注 200mg シリンジ</u> については、最適使用推進ガイドラインに従い、有効性及び安全性に関する情報が十分蓄積するまでの間、本製剤の恩恵を強く受けることが期待される患者に対して使用するとともに、副作用が発現した際に必要な対応をとることが可能な一定の要件を満たす医療機関で使用するよう十分留意すること。

◎「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正等について」（平成 31 年 4 月 26 日付け保医発 0426 第 3 号）の記の 3 の（1）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
3 掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正に伴う留意事項について (1) デュピクセント皮下注 300 mgシリンジ、同皮下注 300mg ペン、 <u>同皮下注 200mg シリンジ及び同皮下注 200mg ペン</u> (略)	3 掲示事項等告示及び特掲診療料の施設基準等の一部改正に伴う留意事項について (1) デュピクセント皮下注 300 mgシリンジ、同皮下注 300mg ペン <u>及び同皮下注 200mg シリンジ</u> (略)

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和6年4月16日付け保医発0416第21号）の記の4の（4）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （4） ヒフデュラ配合皮下注 <u>及び同配合皮下注シリンジ</u> （略）	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について （4） ヒフデュラ配合皮下注 （略）

◎「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」（令和7年3月18日付け保医発0318第4号）の記の4の(10)

（傍線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (10) リスティーゴ皮下注 280mg <u>及び同皮下注 420mg</u> (略)	4 薬価基準の一部改正に伴う留意事項について (10) リスティーゴ皮下注 280mg (略)